

岩手県告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 一関市巖美町字若井原194の11・194の27から194の29まで・194の38・194の40・194の46・194の52（以上8筆国有林）、194の37、194の39、194の45、194の51、194の76から194の80まで
- 2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため